第 4 章 美容医療・エステティック

チャレンジ（解答付き）

（1） 1 月 5 日に、エステティックサロンで光脱毛について、2 年間回数無制限全身パック・55 万円の契約を締結した。クーリング・オフするためには 1 月何日までに何をしなければならないか。

【解答】

光脱毛というエステティックサービスであって、期間が 2 年間・代金が 55 万円の契約であるから、本件契約は特定商取引に関する法律（特商法）の「継続的役務提供契約」に該当する。

よって、本件契約は特商法 48 条のクーリング・オフの対象となる。クーリング・オフするためには、契約締結日である 1 月 5 日に契約書を受領したのであれば、1 月 5 日を 1 日目として起算して、8 日目である 1 月 12 日までに、クーリング・オフする旨の通知を、郵便等の書面または e メール等の電磁的記録で発信しなければならない（同条 1 項）。なお、12 日中に通知を発信すればよく（同条 3 項）、通知が相手に届くのは 13 日以降になってもよい。

（2） あなたは美容外科クリニックに勤める医師である。一重のまぶたを二重に整形したいという希望をもった患者からの無料カウンセリング予約が入った。患者来院時に、あなたは医師としてどのような説明をしなければならないだろうか。

【解答】

一重まぶたを二重まぶたにする美容整形手術は、身体的侵襲を伴う「医療」技術であり、かつ、病気の治療ではなく「自由診療」である。

従って、患者に対して、施術の具体的な内容、成功の見通し、施術後に生ずる可能性のある事態、施術後の管理の方法、予想される危険性や副作用等について説明しなければならない。その際、患者がコンプレックスに感じている理由や患者の希望している二重の幅の仕上がりのイメージ等を聴き取ることで、患者が上記説明内容に納得して手術に臨むことができるようにすることが重要である。

サイトリンク集

〔関連法令〕

● 特定商取引に関する法律

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/351AC0000000057

● 消費者契約法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000061

● 医療法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205

〔58 頁・脚注 1〕

● 国民生活センター「2024 年度　全国の消費生活相談の状況」（令和 7 年 8 月 6 日）19 頁参照。

→ https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20250806_3.pdf

〔その他関連サイト〕

● 独立行政法人国民生活センター

→ https://www.kokusen.go.jp/